

(再評価)

資料2-3-②

平成28年度第5回
関東地方整備局
事業評価監視委員会

一般国道17号 群馬大橋拡幅

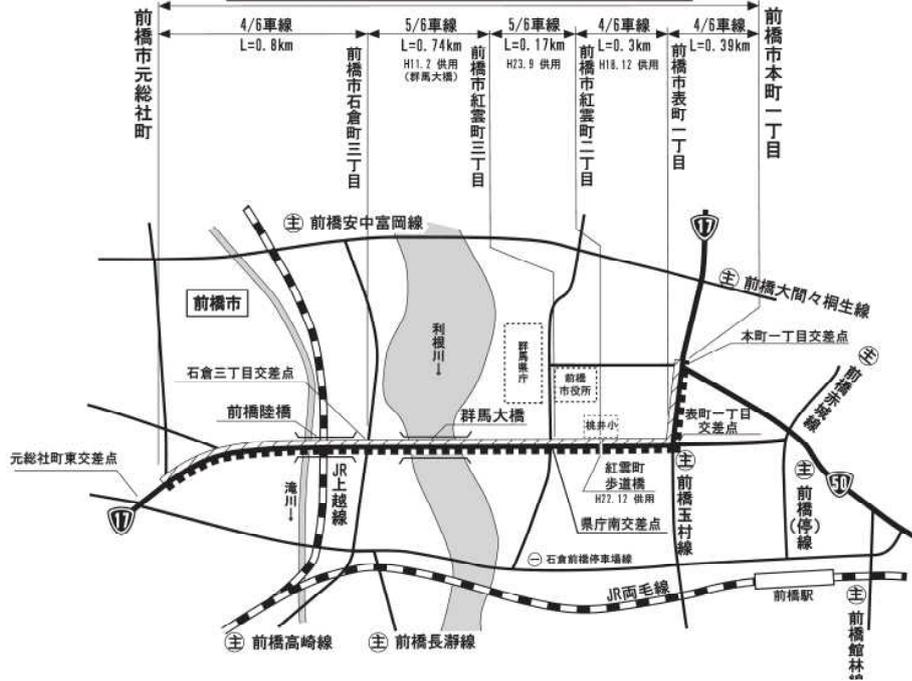
平成28年10月7日
国土交通省 関東地方整備局

再評価結果（平成26年度事業継続箇所）

担当課：道路局 国道・防災課
担当課長名：茅野 牧夫

事業名	一般国道17号 <small>ぐんまおおはしかくふく</small> 群馬大橋拡幅	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
起終点	自：群馬県前橋市元総社町 <small>まえばししもとそうじゃまち</small> 至：群馬県前橋市本町一丁目 <small>まえばししほんまちいちちようめ</small>	延長	2.4km		
事業概要					
一般国道17号は、東京都中央区から新潟県新潟市に至る延長約390kmの主要幹線道路であるとともに、通過市町村における日常生活や経済活動を支える重要な路線である。群馬大橋拡幅は、群馬県の政治・経済・文化の中心都市である前橋市にあって、中心街における慢性的な交通混雑の解消と道路交通の安全確保を目的とした延長2.4kmの拡幅事業（6車線）である。					
H元年度事業化	H3年度都市計画決定 (H-年度変更)	H2年度用地着手	H5年度工事着手		
全体事業費	約300億円	事業進捗率	58%	供用済延長	1.2km
計画交通量	36,800～51,400台/日				
費用対効果分析結果	B/C： <small>(事業全体)</small> 1.8 <small>(残事業)</small> 2.3	総費用： <small>(残事業)/(事業全体)</small> 94/355億円 事業費：89/349億円 維持管理費：4.8/6.2億円	総便益： <small>(残事業)/(事業全体)</small> 217/624億円 走行時間短縮便益：190/537億円 走行費用減少便益：19/63億円 交通事故減少便益：7.8/24億円	基準年： 平成25年	
感度分析の結果					
【事業全体】交通量：B/C=1.7～1.8（交通量 ±10%）【残事業】交通量：B/C= 2.3～ 2.4（交通量 ±10%） 事業費：B/C=1.7～1.8（事業費 ±10%）事業費：B/C= 1.6～ 2.6（事業費 ±10%） 事業期間：B/C=1.6～1.8（事業期間± 2年）事業期間：B/C= 2.1～ 2.3（事業期間± 2年）					
事業の効果等					
①交通混雑の緩和					
<ul style="list-style-type: none"> ・当該区間の損失時間は約262.1千人時間/年・kmであり、全国平均(26.3千人時間/年・km)の約10倍となっている。 ・群馬大橋拡幅の整備により、交通の円滑化が図られ、渋滞緩和が見込まれる。 					
②安全安心な通行の確保					
<ul style="list-style-type: none"> ・当該区間の死傷事故率は、136.6件/億台・kmであり、全国平均(102.0件/億台・km)と比べて約1.3倍高い状況となっている。 ・特に、車両相互の追突事故が多発しており、全体の6割を占めている状況。当該事業により、交通の円滑化が図られ、交通事故の減少が見込まれる。 					
関係する地方公共団体等の意見					
<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県知事の意見： 本事業は、渋滞緩和や安全性向上に必要なことから事業を継続し、特に渋滞の著しい表町一丁目交差点以北の区間については早期の工事着手を図られたい。また、コスト縮減を徹底し、効率的、効果的に事業を推進されたい。 					
事業評価監視委員会の意見					
事業の継続を承認する。					
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等					
周辺の土地整備による市街化が進み交通需要が増加。					
事業の進捗状況、残事業の内容等					
<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年度の事業化後、平成5年より工事着手、平成11年2月には石倉町三丁目交差点～県庁南交差点間、平成23年9月には県庁南交差点～紅雲町歩道橋間を暫定5車線供用し、混雑の著しい箇所から優先度を付け順次事業を展開し、早期の効果発現を図っている。 ・群馬大橋拡幅の用地取得率は65%(平成25年5月末、面積ベース)。 ・現在、紅雲町歩道橋～表町一丁目交差点において、暫定5車線供用に向けた改良舗装を推進中。 					
事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等					
今後も整備の優先度を付け、用地取得・工事を推進し、早期の効果発現を図る。					
施設の構造や工法の変更等					
-					
対応方針	事業継続				
対応方針決定の理由	以上の事業の効果及び進捗状況、関係する地方公共団体等の意見、事業評価監視委員会による審議を踏まえると、事業の必要性、重要性は高いと考えられる。				
事業概要図					
-					

一般国道17号 群馬大橋拡幅 L=2.4km



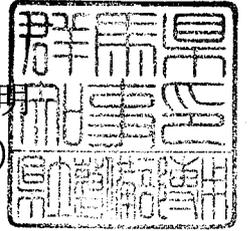
凡 例	
	供 用 中
	事 業 中
	再 評 価 箇 所

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。
 ※総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しないことがある。

建企 第16-19号
平成28年 9月27日

国土交通省
関東地方整備局長 様

群馬県知事 大澤 正明
(県土整備部建設企画課)



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成28年9月15日付け国関整企画第100号で照会のあった標記について、別紙のとおり回答します。



(再評価)

(回答様式)

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	群馬県知事の意見
一般国道17号 群馬大橋拡幅	継続	・本事業は、市内中心部の渋滞緩和や通行の安全性向上に必要なことから事業を継続し、特に渋滞の著しい表町一丁目交差点以北の区間については早期の工事着手を図られたい。 ・また、コスト縮減を徹底し、効率的、効果的に事業を推進されたい。

※貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。